

東京学芸大学附属図書館展示設備利用要項の一部改正について

改正理由：利用の制限の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 展示設備を附属図書館の運営において使用する期間は、利用することができない。</p> <p><u>2 次の各号に掲げるものは展示することができない。</u></p> <p><u>(1) 附属図書館の利用を妨げる形式であるもの</u></p> <p><u>(2) 法令及び公序良俗に反するもの</u></p> <p><u>(3) 販売促進等営利を追求することを目的とするもの</u></p> <p><u>(4) 布教活動、団体への加入の勧誘、署名運動など、特定の思想や活動の支援を目的とするもの</u></p> <p><u>(5) その他館長が不適切と判断するもの</u></p> <p>(利用上の責務)</p> <p>第8条 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年10月10日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 展示設備を附属図書館の運営において使用する期間は、利用することができない。</p> <p><u>2 附属図書館の利用を妨げる形式の展示物は、当該展示物が第4条各号に定める教育研究成果物等であっても、展示することができない。</u></p> <p>(利用上の責務)</p> <p>第8条 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>